



こ



政策について



委員会・審議会等



統計情報・白書



予算・調達情報

[観光庁ホーム](#) > Go To トラベル事業関連情報

Go To トラベル事業関連情報

最終更新日:2021年3月23日

Go To トラベル事務局公式サイト

Go To トラベル事務局公式サイトを開設しています。
詳細は以下をご覧ください。

▼旅行者向けサイト

<https://goto.jata-net.or.jp>

▼事業者向けサイト

<https://biz.goto.jata-net.or.jp>

概要

[Go To トラベル事業の概要\(2020/11/12更新\)](#)  [PDF:1303KB][よくあるご質問\(FAQ\)\(2021/03/23更新\)](#)  [PDF:530KB]

地域共通クーポン

- [地域共通クーポンの概要\(2020/09/08時点\)](#)
- [サービス産業消費喚起事業\(Go To トラベル事業\)地域共通クーポン取扱要領\(2020/09/08時点\)](#)

旅行者の皆様へ

【Go To トラベルのご利用に当たっての遵守事項】

Go To トラベル事業は、ウィズコロナの時代における「新しい生活様式」に基づく旅のあり方を普及、定着させるものです。次の内容を必ず守り、安全・安心なご旅行をお願いします。

1. 旅行時は毎朝、**検温等の体温チェック**を実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保

健所の指導に従っていただきます。また、スマートフォンを利用されている方は**接触確認アプリ**のご利用をお願いします。

2. 旅行中には、「**新しい旅のエチケット**」を実施してください。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もご遠慮ください。

3. 宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本事業の参加条件になっております。また、本人確認は、同行者も含め**全ての参加者について実施**しますので、**免許証などの書類を持参**してください。お忘れの場合、後日送付いただくなど宿泊施設等の指示に従ってください。居住地の不正申告が発覚した場合には、詐欺罪などに問われる可能性もございます。

4. 検温の際、**37.5度以上の発熱**がある場合には、各施設が定める客室等に待機いただいて、保健所の指示を仰ぐこととなります。これら宿泊施設等の従業員の指示には**必ず**従ってください。

5. 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられています。実施する場合には、**着実な感染防止対策**が講じられることを前提に、適切なご旅行をお願いします。

- [観光庁より、GoToトラベル事業をご利用いただく皆様へ～GoToトラベルのご利用に当たっての遵守事項～](#)

※観光関連事業者により、旅行者視点での感染防止のための留意点をまとめた「**新しい旅のエチケット**」が示されているところですが、新型コロナウイルス感染症対策分科会における提言を踏まえ、「**新しい旅のエチケット**」について、**旅行の場面ごとに更に見直し・充実を図り、新たに「交通編」、「旅の飲食編」、「宿泊編」、「観光施設・ショッピング編」の4つ**を作成しましたのでご覧下さい。

【新しい旅のエチケット】

- [交通編](#)
- [旅の飲食編](#)
- [宿泊編](#)
- [観光施設・ショッピング編](#)

※「Go Toトラベル利用に当たっての遵守事項」及び「**新しい旅のエチケット**」を旅行前、旅行中にスマートフォン等で気軽にご覧いただけるように動画をYou Tubeにて公開しております。旅行前・旅行中にぜひご覧ください。

- [旅行者向け動画](#)

【購入に際してのご注意】

Go To トラベル事業の対象となるには、**宿泊施設が感染症対策などの参加条件を満たした上で、Go To トラベル事業に参加登録されている(もしくは今後参加登録される)**ことが必要となりますので、ご購入の際はご注意ください。

事業者の皆様へ

- [サービス産業消費喚起事業\(Go To トラベル事業\)旅行会社・OTA等旅行事業者・宿泊事業者向け取扱要領\(2020/11/16時点\)](#)

※「Go Toトラベル事業」参加条件となっている感染拡大防止対策について、その具体的な内容をYou Tubeにて公開しております。従業員向けの教育等にぜひご活用ください。

- [事業者向け動画](#)

旅行者や宿泊事業者としてGo Toトラベル事業への参加を希望する場合には、取扱要領をご確認の上、それぞれの登録フォームより必要な情報を申請してください。

- 既に仮登録いただいている事業者の皆様へ
→後日、GoToトラベル事務局より本申請用のご案内メールを個別に送付いたします。
- 仮申請しておらず、これから本申請を行う予定の事業者の皆様へ
→公式サイト内フォーム【本申請】用より登録を行ってください。

事業説明会

Go Toトラベル事業説明会を開催いたします。
詳細については、以下GoToトラベル事務局公式サイトをご覧ください。

▼事業者向けサイト

<https://biz.goto.jata-net.or.jp>

お問い合わせ先

Go To トラベル事業に関するお問い合わせは下記Go To トラベル事務局コールセンターまでお願いいたします。

【お問い合わせ先】

<一般利用者の方>

TEL[1]: 0570-002442 (受付時間: 10時~19時 ※年中無休)

TEL[2]: 03-6636-9457 (受付時間: 10時~19時 ※年中無休)

<事業者の方>

TEL[1]: 0570-017345 (受付時間: 10時~19時 ※年中無休)

TEL[2]: 03-6747-3986 (受付時間: 10時~19時 ※年中無休)

住所: 〒100-8918 東京都千代田区霞が関
2-1-2
電話: 03-5253-8111 (国土交通省代表)

[項について](#)

Copyright © Japan Tourism Agency. All Rights Reserved.